

令和2年度こころの健康相談室事業実施要領

長野県市町村職員互助会

1 目 的

会員等が抱える様々な心の健康問題について、医師・産業カウンセラー等の専門家が相談に応じることにより、その早期解決を図ることを目的とする。

2 事業内容

会員又はその家族が心の健康問題について相談したい事項がある時は、専用の電話番号（フリーダイヤル）又は URL を通じ、電話・Web でカウンセリングを受けることができる。また、必要に応じ面談によるカウンセリングを受けることができる。

なお、この事業はメンタルカウンセリングサービス事業を行っている「ティーペック株式会社」に業務委託し、実施する。

3 対象者

会員と配偶者及び会員の被扶養者

4 相談方法

別紙「長野県市町村職員互助会 こころの健康相談室」に記載のとおり

5 相談費用

相談（カウンセリング）に係る費用は、本会が負担する。